

産業用ロボットの教示等の業務特別教育のご案内

一般社団法人群馬労働基準協会連合会

産業用ロボットが製造現場において登場し、間もなく40年となりますが、産業用ロボットによる悲惨な労働災害は後を絶ちません。

産業用ロボットに材料加工の位置や速さ、手順などを教え込むことを「教示」と言いますが、作業の自動化と安全化を図るためには最も重要な業務で不可欠な工程でもあります。

当連合会では、この度、下記のとおり、事業者にとって「産業用ロボットの教示等の業務特別教育」（労働安全衛生法第59条第3項及び同規則36条31号）を実施することとしました。

是非ともこの機会に、対象者の受講についてご検討下さい。

記

1 対象者	産業用ロボットの可動範囲内において行う検査、修理もしくは調整、又は検査等を行う労働者と共同して可動範囲外において行う検査等に係る機器の操作の業務を行う作業者
2 日 時	①2019年4月24日（水）～25日（木） ②2019年6月6日（木）～7日（金） ※いずれも、第1日目 9時05分～17時45分 第2日目 9時00分～16時55分
3 会 場	勢多会館 前橋市南町4-30-3 電話027-224-6692
4 定 員	80名（定員に達した時点で締め切り）
5 講習科目	産業用ロボットに関する知識（4時間） 産業用ロボットの教示等に関する知識（4時間） 産業用ロボットの検査等に関する知識（4時間） 関係法令（1時間）
6 申込方法	申込書に講習料13,824円（受講料、テキスト代及び消費税を含む）を添えてお申込み下さい。 口座振込み可能です。
7 その他	・受付は、午前9時00分までに済ませて下さい。（時間厳守） 初日の午前9時より、5分間、オリエンテーションがあります。 ・全科目を修了した方には、閉講時に修了証を交付致します。